

(7) 施 設 管 理

土地改良施設維持管理適正化事業	事業主体 団体	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
------------------------	---------	--------------------------

趣 旨

土地改良施設の整備が急速に進展することに伴い、造成された施設が増加している。それらの施設は極めて強い公共性を有しており、社会資本の有効利用の観点から、その整備補修が重要な課題となっている。このため、行政の助成により管理補修の資金を手当し、定期的な補修を行い施設の機能保持と耐用年数の確保を図ることにより、社会資本の保持と農家負担の軽減に資するもの。

事業の内容

全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金からの交付金をその事業費の一部として、土地改良区等が土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行う。

採 択 基 準

1 対象施設

- ア 県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業の診断・管理事業の対象となるいる農業水利施設
- イ 地区面積が概ね300ha以上、市町村等の行政区分の単位又は職員（当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。）1名以上の土地改良区（合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。）が実施計画に位置づけた農業水利施設。

2 整備補修の基準

- ア 県土地改良事業団体連合会の管理専門指導員による診断・管理指導の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱等に従って策定する機能診断に基づき定めた機能保全計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）において、必要と認められた整備補修で、土地改良区等拠出金の対象となっているもの。
- イ 対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のもの。（安全管理施設整備対策事業においては、100万円以上）

3 整備補修工事の内容

ア 適正化事業

おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものは除く。（施設の一部更新を実施する場合を含む。）

イ 施設改善対策事業

地区内の円滑な転作の実施及び転作の団地化の促進に資するための小規模な施設の整備補修。

ウ 安全管理施設整備対策事業

転落事故を防止するための安全管理施設の整備補修。

エ 緊急整備補修

適正化事業に加入して資金を拠出中の土地改良区等で、予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合に行うもの。

4 事業実施例

ア 適正化事業

水門扉の整備補修、原動機・ポンプのオーバーホール、電機設備の精密整備、門扉等の塗装、用排水路の小規模の補修しゅんせつ等

イ 施設改善対策事業

揚水機の変速機の設置、用排水路の整備改善、水門・分水工等の整備補修、簡易な貯水施設・かん水施設の設置等

ウ 安全管理施設整備対策事業

立入り・転落を防止するフェンス、ハンドレール、通行止門扉等の整備補修

負担割合	区分	国	県	その他	備考
	土地改良施設維持管理適正化事業 施設改善対策事業 安全管理施設整備対策事業	30	30	40	

基幹水利施設管理事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
-------------------	------------------	--------------------------

趣 旨

都道府県又は市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、頭首工、用水機場、排水機場、防潮水門又は排水樋門をいう。）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させることに資するもの。

事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が推進委員会を設けて「基幹水利施設管理強化計画」を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施するもの。

採 技 基 準

1 一般型

- (1) ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路であって、次の条件を全て満たす施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設。
 - ① 国より管理委託されたもの。
 - ② 基幹水利施設管理強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められるもの。
 - ③ 施設ごとに一定の規模要件を満たすもの。

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダム	設計洪水量がおおむね300m ³ /S以上、または貯水量がおおむね2,500千m ³ 以上であること。
頭首工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m ³ /S以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m ³ /S以上であること。
用 水 機 揚	最大取水量がおおむね1.0m ³ /S以上であること。
排 水 機 場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。
排 水 樋 門 (排水分水ゲートを含む)	計画通水量がおおむね15m ³ /S以上(排水分水ゲートにあっては、流末の排水先への総分水量が概ね15m ³ /S以上)であること。
幹線用排水路	幹線排水路にあっては計画通水量がおおむね15m ³ /S以上、幹線用水路にあっては計画通水量がおおむね5 m ³ /S以上であって基幹水利施設と連携した管理を行うものであること、

(2) 受益面積 1,000ha以上（畑地にあっては300ha以上），地盤沈下地帯にあっては各々500ha，100ha以上

(3) 非農地率 受益区域内において10%以上

(分母を受益農地に用排水効果が期待される非農地の面積を加えたもの)

面積がおおむね100ha以上（地盤沈下地帯にあっては50ha以上）

畑を受益地とする事業にあっては、おおむね30ha以上（地盤沈下地帯にあっては10ha以上）

2 特別型

- (1) 国営土地改良事業により造成した施設（これに準ずる国有の土地改良施設を含む）のうちダム、頭首工、排水機場、又は防潮水門（関連施設を含む）であって、次の条件を満たすものの。
- ① 農林水産大臣により管理を委託されたもの。
 - ② 公共・公益的機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有すると認められるもの。
 - ③ 施設ごとに一定の規模要件及び浸湛水被害の防止機能要件に該当するもの。

施設の区分	施設の規模及び関係受益面積等に係る条件	浸湛水被害の防止機能に係る要件
ダム・頭首工	設計洪水量がおおむね700m ³ /s以上でゲート3門以上を有するもの。	一級河川又は二級河川に設置された管理上特別の技術的配慮を必要とするものであって、その操作により関係受益地帯の相当部分を占める地域について浸湛水被害の防止が見込まれ、かつ、非農地が当該地域の面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
排水機場	1機場おおむね口径1,500mm以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のもの。	その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
防潮水門	年間利用水量がおおむね4,000万m ³ 以上又は満水面積がおおむね1,000ha以上の淡水湖に係るもので、計画通水量がおおむね1,000m ³ /s以上又は流域面積がおおむね10,000ha以上のもの。	その操作が地域社会の環境保全に著しい影響を及ぼすものと認められるものであって、その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。

(2) 受益面積 3,000ha以上

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県営	基幹水利施設管理事	30	70	—	—	荒砥沢ダム（本体）、小田ダムに係る分
		30	30	40	—	荒砥沢ダム（沖富調整池）に係る分
		30	30	20	20	岩堂沢、ニツ石ダムに係る分
団体営	基幹水利施設管理事	30	1~30 [1]	40~69 [69]		[] はH23新規地区以降適用

※他の土地改良施設管理費補助の対象経費との重複は認められない。

国営造成施設管理体制整備促進事業	事業主体 県 市町村等	所管課班	農村整備課 水利施設保全班
-------------------------	-------------------	------	------------------

趣　　旨

国営造成施設のうち特に大規模で操作が複雑かつ高度である施設について、予定管理者である土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制の整備の促進を図り、また、地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能の発揮、環境への配慮、安全管理の強化、地域防災に対応するため、都道府県と市町村が連携し国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図り、国営造営施設の管理の適正化に資するもの。

事業の内容

1 操作体制整備型

- (1) 操作体制整備型は、国営土地改良事業の完了に伴い新たに市町村又は土地改良区等が管理を予定している国営造成施設について、その操作、運転、点検、整備等の業務（以下「操作業務」という。）を市町村又は土地改良区等に委託し、国の指導のもとに土地改良区等に操作業務に関する技術を習得させるとともに、操作体制の整備を促進する。
- (2) 事業実施期間は、原則として国営土地改良事業完了の2年前から2年間とする。

2 管理体制整備型

- (1) 管理体制整備型は、都道府県と市町村が連携を図り、国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設（以下「国営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化、地域防災、水管理の担い手の育成・確保等に対応した管理体制の整備を図るものとする。
 - ① 管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動（以下「計画推進事業」という。）
 - ② 管理体制の整備・強化に対する支援（以下「支援事業」という。）
- (2) 計画推進事業のうち管理体制整備計画の更新（新たな施設については当該計画の策定又は変更）（以下「計画更新活動」という。）においては、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結、土地改良区間等におけるネットワーク化を明らかにするとともに、管理体制整備計画書を毎年適切に更新する。
- (3) 管理体制整備の推進活動については、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置するものとする。
なお、当該協議会は関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、国、都道府県土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。
- (4) 事業実施期間は令和4年度までとする。

対象施設

- 1 操作体制整備型の対象とする施設は、下記の条件を満たす国営造成施設とする。
 - (1) 予定管理者が土地改良区等である施設であること。
 - (2) 国営土地改良事業実施期間中に工事が完了した基幹水利施設（構造改善局長が別に定める基準に適合するダム、頭首工、揚水機場、排水機場、管水路に係る水管理施設その他の農業用排水施設に限る。）及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設であること。
- 2 管理体制整備型の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。
 - (1) 土地改良区等（連合）が直接管理する国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設であること。
※当該国営土地改良事業の事業計画上の関連事業、あるいは用水計画、排水計画に位置づけられる都道府県営造成施設である。

事業主体

- 1 操作体制整備型の事業主体は、対象施設を管理する市町村又は土地改良区等とする。
- 2 管理体制整備型の事業主体は計画推進事業のうち、計画更新活動にあっては都道府県、推進活動及び支援事業にあっては都道府県又は市町村とする。ただし、支援事業のうち、予防保全・省エネルギー化対策にあっては都道府県、市町村または土地改良区等とする。

負担割合	区分	国	県	その他	備考
県営	管理体制整備型（計画更新活動）	50	50	—	
団体営	操作体制整備型	60	1	39	
	管理体制整備型（推進活動・支援事業）	50	25 [1]	25 [49]	[] はH19新規地区以降適用

水利施設管理強化事業	事業主体 市町村	県 市町村	所管課班	農村整備課 水利施設保全班
-------------------	-------------	----------	------	------------------

趣　　旨

多面的機能を有する農業水利施設について、集中豪雨の激甚化・頻発化により、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められていることから、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的とする。

事業の内容

一般型

一般型は、水利施設管理強化計画（以下、「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合（以下、「土地改良区等」という。）に対する支援を行う。

対象施設

一般型の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設とする。

- (1) 土地改良区等が直接管理する、管理強化計画に基づき造成された国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設であること。

負担割合	区分	国	県	その他	備考
市町村営	一般型	50	1 [25]	49 [25]	[]は国営造成施設管理体制整備進事業にてH18以前新規地区に適用

県営造成施設管理体制整備促進事業 (県単)	事業主体 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
----------------------------------	----------	-----------------------

趣 旨

農業水利施設は、生活用水、景観、生態系保全等農業用水以外の機能（以下「多面的機能」という。）を有することから、地域が連携して施設の長寿命化と多面的機能の一層の発揮を基調とした管理体制の整備を図る取組みが必要となっている。

このため県と市町村が連携し県営造成施設の管理体制の整備を図るものである。

事業の内容

1 事業の内容

(1) 本事業は、県と市町村が連携を図り、県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設（以下「県営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るものとする。

- ① 管理体制整備計画策定事業
- ② 管理体制整備推進事業
- ③ 管理体制整備強化支援事業

(2) 管理体制計画策定事業は、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結等とともに、管理体制整備計画書を適切に更新する。

(3) 管理体制整備推進事業は、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置し、推進協議会の活動などを通じた地域における多面的機能発揮のための合意形成を行う。

なお、当該協議会は、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、県、土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。

(4) 管理体制整備強化支援事業は、多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援を行う。（但し、農業生産活動に係るものは除く）

補助対象経費は、下記費目の合計額に多面的経費（37.5%）を乗じた額とする。

- ①操作運転費 ②点検整備費 ③施設管理費 ④施設費 ⑤調査費 ⑥油脂費
⑦電力料 ⑧整備補修費

対象地区及び施設

事業の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。

(1) 対象地区は、県営造成施設で土地改良区の受益地であること。（国営附帯事業造成施設及び国営関連施設分は除く。）

(2) 対象施設は、受益面積100ha以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設。

事業主体

1 本事業の事業主体は、市町村とする。

負担割合

負担割合	区分	国	県	市町村	備考
市町村営	① 管理体制整備計画策定事業				補助なし
	② 管理体制整備推進事業	-	50 以内	50 以上	
	③ 管理体制整備強化支援事業	-	50 以内	50 以上	

土地改良区体制強化事業	事業主体 県 土地改良区 地方連合会 公募団体	所管課班 農村振興課 農村整備課 (受益農地管理・換地・用地班) 農村整備課 (基幹水利施設保全管理 技術向上研修のみ)
--------------------	--	---

趣　旨

土地改良区自らが主体的に将来のあり方を検討するなどの地域の自助努力を促しつつ、本事業により、土地改良区の施設・財政管理の強化、受益農地管理の強化、統合整備の推進、研修・人材育成等の土地改良区の体制強化対策を実施する。

事業の内容

1 施設・財務管理強化対策

(1) 県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が行う施設・財務管理強化対策

①管理運営体制強化委員会の設置

地方連合会が行う土地改良施設の診断・管理指導等の実施方針の策定や監査実務向上研修の内容の検討を行う。

②土地改良施設の診断・管理指導の実施

管理専門指導員を配置し、定期的及び土地改良区等からの要請に基づいて、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・管理指導及び業務遂上必要な調査等を行う。

定期診断指導：ダム（ため池を含む。）、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設を対象施設とし、県内の土地改良施設の数等勘案の上、地方連合会が定める。

要請診断指導：定期診断指導の対象施設以外で、土地改良区等から特に診断・管理指導の要請があった土地改良施設を対象とする。

③土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策

(ア) 土地改良相談業務事業

土地改良関係法令等に精通した地方連合会の職員及び学識経験者を相談指導員として配置し、土地改良区等からの相談に対応する。

(イ) 苦情・紛争対策専門家の委嘱

近年の複雑化・高度化する相談等に的確に対応するため、弁護士及び公認会計士等に相談業務を委嘱することができる。

④財務管理強化に関する指導等

土地改良区等の財務状況の明確化・透明化を図るため、土地改良区等の複式簿記会計の導入等及びその他の会計経理の課題の解消に関する以下の事項を実施する。

なお、必要に応じて会計指導員（4の（1）の③）に掲げる会計指導員）を活用する。

(ア) 複式簿記会計に関する巡回指導

管理運営体制強化委員会で策定した複式簿記会計指導計画に基づき現地において指導を行う。

(イ) 財務管理強化相談業務

土地改良区等からの電話・電子メール等による相談に対応できるよう財務管理強化相談窓口を設置する。

(ウ) 会計の専門家の配置

地方連合会に公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人のいずれかの会計の専門家を配置する。

(エ) 非補助土地改良事業推進支援

非補助土地改良事業の実施主体に対し、現地における推進指導を行う。

⑤土地改良区再編促進モデル事業

地方連合会が土地改良区の会計事務処理体制の構築及び財務管理の強化を図るため、以下の事項を実施する。

(ア) 事務連合早期設立支援モデル構築

地区面積が300ha未満の土地改良区（以下「小規模土地改良区」という。）が、都道府県の区域ごとに会計事務を共同で行う土地改良区連合を設立し、小規模土地改良区の業務継続を支援するモデルを確立する。

(イ) 市町村単位での合併モデル構築

同一市町村内で隣接する小規模土地改良区の合併に向けた合意形成を行うため、関係土地改良区、関係団体等により構成される協議会を設置し、合併の合意形成を図るモデルを確立する。

2 受益農地管理強化対策

(1) 公募団体が行う受益農地管理強化対策

土地の所有者の所在不明等により換地業務の実施に支障が生じている地区等を対象に支障の内容や財産管理制度活用上の課題、対応方策等について調査を行う。その調査結果を基に、財産管理制度活用マニュアルの作成や制度の普及・啓発を行う。

また、財産管理制度活用推進委員会を設置し、調査の項目、マニュアルの内容及び普及・啓発の検討を行う。

(2) 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

①受益農地管理強化委員会の設置

換地等技術向上研修の実施計画の策定及び内容の検討を行う。

②換地選定に関する指導

換地選定が未実施の地区について、市町村、土地改良区等の役職員及び換地委員に対して、当該地区の現地での基礎調査、換地設計基準の作成及び換地選定の指導を行う。また、当該地区的うち、換地選定について特に指導の必要性が認められる地区を重点指導地区に指定し、計画的に巡回指導を行う。

③換地処分未了地区等の解消に関する指導

事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区について、早期の換地処分に資するため、次の支援を行う。

(ア) 換地処分未了地区等の実態把握

(イ) 換地処分未了地区等における換地処分促進の検討と指導方針の策定

(ウ) 換地処分未了地区等に対する指導等

④財産管理制度活用に関する指導

農用地の所有者の所在不明等により換地業務の実施に支障が生じており、早期の換地処分のために財産管理制度の活用が有効とされる地区等を対象に、制度活用に向けた具体的な活用方針の検討や指導等を行う。

⑤交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

交換分合を実施又は予定している事業主体等に対し、必要な助言・指導を行う。

また、農用地利用集積推進対策会議を設置し、ほ場整備等基盤整備事業が完了した地区において土地改良区等が行う農用地の利用集積活動に対する指導等の検討を行い、土地改良区等に対して農用地の利用集積に関する技術的指導等を行う。

3 統合整備強化対策

(1) 土地改良区が行う統合再編整備事業

①統合整備

統合整備に伴う統合整備計画の樹立や及び計画樹立に係る調査の実施、附帯施設整備の支援を行う。

【事業要件】

(ア) I型地区

I型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a 運営基盤強化のため、統合整備を行うことにより、市町村との連携強化を図るとともに、土地改良事業の計画的推進、維持管理の合理化又は運営経費の節減を図るものであること。
- b 合併後の土地改良区の地区面積又は土地改良区連合の所属土地改良区の総地区面積（以下「統合整備後の土地改良区等の地区面積」という。）がおおむね3,000ha以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。
- c その役員の定数を、原則として、一定期間（吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね3年間）経過後は別表の基準に適合させること。
- d 合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が4地区以上あること。

ただし、合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が3地区以下の場合であっても、そのうち2地区以上が各々おおむね1,000ha以上である場合は実施できるものとする。

(イ) II型地区

II型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア)のa及びcに掲げる要件。
- b 統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね1,000ha以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。

(ウ) III型地区

III型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア)のaに掲げる要件。
- b 合併又は土地改良区連合の設立を行う地区にあっては、統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位となる土地改良区であり、その役員の定数を、原則として、一定期間（吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね2年間）経過後は別表の基準に適合させること。
- c 合同事務所を設置する地区にあっては、合同事務所を設置する土地改良区等の総地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位となる区域内の全土地改良区等が合同事務所を設置するものであり、関係土地改良区等の業務運営が合理化・簡素化すること。

別表

「土地改良区の合併後の役員定数削減目標基準」

合併後の役員定数については、合併後の面積規模別又は合併土地改良区数別に設けた次表のいずれか少ない方を目標とする。

合併後の面積規模別による基準		合併土地改良区数別による基準	
面積規模	目標役員定数	合併土地改良区数	目標役員定数
500ha未満	15人以下	2地区	合併前役員定数の単純計 ×2/3以下
500～1,000ha	20人以下	3～4地区	合併前役員定数の単純計 ×1/2以下
1,000～5,000ha	25人以下	5地区以上	合併前役員定数の単純計 ×2/5以下
5,000ha以上	30人以下		

統合整備を実施しようとする土地改良区等は、県知事の承認を受けること。県知事はこれを承認するにあたり地方農政局長と協議するものとする。

②管理再編整備

集落管理組織機能の低下、農業用用排水路ごとの農業用水の過不足等の状況を踏まえた適正な管理又は中山間地域等の条件不利地域であって施設管理組織が形成されていない地域における地域農業の振興を図るため、土地改良区が行う管理再編整備計画の樹立や附帯施設整備の支援を行う。

【事業要件】

地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位の土地改良区であること。

管理再編整備を実施しようとする土地改良区は県知事に承認を受けること。県知事はこれを承認するにあたり、地方農政局長へ協議するものとする。

(2) 県が行う統合整備重点指導地区に対する指導

①統合整備推進委員会の設置

統合整備推進委員会を設置し、統合整備基本計画等の達成のため特に重点的に指導を必要とする統合整備重点指導地区の課題、推進方針について検討し、これをとりまとめ、統合整備推進計画を策定する。

②県による指導

統合整備推進委員会における検討状況を踏まえ、統合整備重点指導地区に対し、統合整備の推進のため指導・助言を行う。

4 研修・人材育成

(1) 公募団体が行う研修・人材育成

①統合整備推進研修

土地改良区の統合整備を推進するリーダーの育成を図るため研修を実施する。

②施設管理研修

土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等の資質向上を図るために研修を実施する。

また、土地改良施設の診断・管理指導等に基づき実施される整備補修について、先進技術の導入やコスト低減等の整備補修事例による技術の共有化を図るために土地改良施設の整備補修事例検討会を行う。

さらに、農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、土地改良区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者や維持管理及び会計運営に携わる技術者の育成を図るための研修を行う。

③財務管理強化研修

(ア) 複式簿記促進特別研修

複式簿記を導入し、土地改良区等の財務状況の明確化・透明化を図るために、土地改良区等の役職員、地方連合会職員及び都道府県職員等を対象とした研修を実施する。

(イ) 会計指導員育成研修

1 (1) ④ (ア) の巡回指導、1 (1) ④ (イ) の財務管理強化相談業務及び土地改良区等の指導監査を行う会計指導員を育成するため、地方連合会職員並びに土地改良区等及び国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務経験者等を対象に、土地改良区等の財務管理強化に関する専門的な研修（試験を含む。）を実施する。

④換地関係異議紛争処理実務研修

土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため、既往の異議紛争事例等を活用し、異議紛争等の解決を促進する研修を実施するとともに、地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行う。

(2) 地方連合会が行う研修・人材育成

①技術実践向上研修

土地改良区の役職員等に対して、技術力向上に資するため、農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識を習得する研修を行う。

②基幹水利施設保全管理技術向上研修

基幹水利施設の計画的な点検・整備を通じて行う機能診断及び機能保全計画策定等に関する管理技術について施設の日常管理に携わる施設管理者の技術力向上を図るため、現地指導等を実施するもの

- (ア) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。
- (イ) 施設の機能保全に関すること。
- (ウ) 施設に係る災害・事故等のリスク管理に関すること。

対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理している基幹水利施設で農村振興局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が5点以上の施設及びこれと併せて一體的な管理を行う必要のある水路又はその他施設とする。

③監査実務等向上研修

土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等を対象とした監査・内部点検の実務及び非補助土地改良事業の活用実務に関する研修を実施する。

④換地等技術向上研修

(ア) 換地事務に関する研修

管理強化委員会で定められた年間研修計画に基づき、下記に掲げる研修を実施する。

a 新規担当者研修

新規に換地事務を担当する市町村、地方連合会及び土地改良区等の職員に対する研修

b 換地計画実務研修

換地事務に従事している換地技術者等に対する研修

c 換地委員等実務研修

換地を伴う土地改良事業の着工（予定）地区の換地委員（準備委員）、事業推進委員）土地改良区等の役員及び地域のリーダー等に対する研修

(イ) 交換分合に関する研修

交換分合の実務に携わる職員等を対象として、実務研修・講習を実施する。

5 複式簿記導入促進対策

公募団体は、土地改良区における適正な複式簿記会計の円滑な導入を行うため、土地改良区の会計基準に対応した簡易で安価な会計ソフトの開発を行う。

事業主体

1 (1)・2 (2)・4 (2)は地方連合会、3 (1)は土地改良区又は土地改良区連合、3 (2)は県、2 (1)・4 (1)、5は公募団体

負担割合	区分	国	県	その他	備考
	土地改良区体制強化事業 1～4 (ただし、下記を除く。)	50	50		
	" 1 (1)④-ア・ウ、⑤-イ、 2 (1) 4 (1)、5	定額	-		